

○和泉市老人医療費の助成に関する条例

昭和46年12月20日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下第1号を除き「対象者」という。)は、市内に住所を有する国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年和泉市条例第43号)第2条第1項に規定する者(同条第2項第2号又は第3号に該当する者を除く。)であって、同条例第2条の2の規定を適用した場合において同条例による対象者となるもの又は和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)第2条第1項に規定するひとり親家庭の父、母若しくは養育者(同条第2項第3号及び第4号に該当する者を除く。)であって、同条例第2条の2の規定を適用した場合において同条例による対象者となるもの
 - (2) 平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得)が規則で定める額以下のもの
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療を受けている者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得)が規則で定める額以下のもの
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で前年の所得(1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得)が規則で定める額以下のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は対象者とならない。
- 3 第1項第2号から第4号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める給付の限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（助成の適用）

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成申請のあった日から行うものとする。ただし、現に和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例又は和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けている者が65歳に到達することによりこの条例に基づく助成を受けることができる場合（その者が65歳に到達する日の翌日の属する月に、次条の規定による医療費の助成申請があった場合に限り。）は、前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成申請があった日の属する月の初日から行うものとする。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により次条の規定による申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後14日以内にその申請をしたときは、前条の規定による助成は、前項本文の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなくなった日から開始する。

3 前項の規定により前条の規定による助成を開始する場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

（申請）

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し規則に定めるところにより医療証を交付する。

（医療証の提示）

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が医療費を受けようとするときは、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに助成した額に相当する金額の返還を命じることができる。

（届出義務）

第10条 対象者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、すみやかに届け出なければならない。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

（助成費の返還）

第12条 市長は、虚偽その他不正行為により助成を受けた者があつたときは、その者又は対象者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

（経過規定）

2 この条例施行の際、現に改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであつた者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第31号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定は、昭和48年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、現に改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであった者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第42号）

この条例の施行期日は、規定で定める。

(和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める

規則（昭和49年規則第3号）により、昭和49年3月1日から施行)

附 則（昭和53年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例第2条の規定により助成を受けていた者のうち、改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に該当するものに対しては、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から昭和53年9月30日までの間は、新条例による老人医療費の助成を行うものとする。

附 則（昭和57年条例第29号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に受けた医療に係る老人医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年条例第7号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医療に係るこの条例による改正前の和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する給付を受けた者については、第2条の規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第9号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（第6条の規定を除く。）による改正後の和泉市乳幼児の入院医療費の助成に

関する条例、和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 昭和4年4月2日から昭和9年3月31日までの間に生まれた者についての平成11年4月1日から平成14年9月30日までの間に行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、この条例の規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第29号）

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の老人医療費助成条例」という。）の規定は、平成14年10月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成10年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平成11年度改正に係る経過措置対象者に関する経過措置)

- 4 和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により、なお従前の例によるとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和9年3月31日までの間に生まれた者についての平成14年10月1日から平成16年3月31日までの間に行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得(1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者は前々年の所得)が、改正後の老人医療費助成条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める額以下の場合、改正後の老人医療費助成条例の規定を適用する。

附 則 (平成16年条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費について適用し、施行日以前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定は、同号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。
- 5 附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる第1条の規定による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号中「市民税を課されていない場合又は減免されている場合」とあるのは「市民税を課されていない場合又は減免されている場合(65歳以上の者にあつては前年(1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては前々年)の合計所得金額(税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。以下同じ。)が125万円以下の者を含む。)」と、「市民税を課されている場合」とあるのは「市民税を課されている場合(65歳以上の者にあつては前年(1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては前々年)の合計所得金額が125万円以下の者を除く。)」と、「市民税を課されることとなる場合」とあるのは「市民税を課されることとなる場合(65歳以上の者にあつては前年(1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては前々年)の合計所得金額が125万円以下となる者を除く。)」とする。

附 則 (平成18年条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第5項の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成16年和泉市条例第19号）附則第3項の規定により、同条例第1条の規定による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定がなおその効力を有することとされる者については、第1条の規定による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）第3条、第4条及び第9条の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有するものとする。この場合において、旧老人医療条例第3条第1項中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と、「同法第46条の8」とあるのは「同法第84条」と、旧老人医療条例第9条中「老人保健法第28条」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」とする。

3 この条例による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第23号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中和泉市老人医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定及び第2条中和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施

行の日以後において同条例第6条に規定する医療証の交付を受ける者について適用し、同日以前において同条に規定する医療証の交付を受けた者については、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第31号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（老人医療費の助成に関する経過措置）

第5条 旧老人医療条例第2条第1項に規定する対象者が施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

2 旧老人医療条例第2条第1項に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。次項において同じ。）が施行日から平成33年3月31日までの間に受けた療養に要する費用に係る助成については、重度障がい者医療条例の規定の例による。

3 旧老人医療条例第2条第1項に規定する対象者が平成33年3月31日までの間に受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旧老人医療条例第2条第1項に規定する対象者が、施行日以後、重度障がい者医療条例又はひとり親家庭医療条例の規定により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。

○和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則

昭和46年12月20日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(所得の額)

第2条の2 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは224万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の額とする。ただし、所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）基準額に6万円を加算した額とする。

扶養親族等の数	基準額
1人	2,590,000円
2人以上	扶養親族等 1人増すごとに290,000円を加算

(所得の範囲)

第2条の3 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第2条の4 条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する規則で定める所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は

第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する控除を受けた者は、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額又は小規模共済等掛金控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障がい者1人につき、同項第8号又は第9号に規定する控除を受けた者については、それぞれ当該控除を受けた者につき、それぞれ地方税法に定める控除額に相当する額

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

3 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額(同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「第1項の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る老人医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)を第1項の規定によって計算した所得の額から控除するものとする。

(1) 第1項の規定によって計算したその所得の額から控除すべき前項第1号に掲げる雑損控除額に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合は、地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

4 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が第1項の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る老人医療

費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）と200万円（第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額）とのいずれか低い額を第1項の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 第1項の規定によって計算したその所得の額から控除すべき第2項第1号に掲げる医療費控除額に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるときは、その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合、第1項の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額
(一部自己負担額)

第3条 条例第3条第1項に規定する一部自己負担額は、医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同項の対象者等が負担すべき額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払いは、2日までとする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前2項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

4 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。

5 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

6 前項の助成を受けようとする者は、医療費助成一部自己負担額償還申請書（和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年和泉市規則第32号）様式第5号を準用）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。

第4条 削除

（申請方法及び医療証）

第5条 条例第5条に規定する申請は、老人（一負）医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第1号）に条例第2条第1項各号に該当することを明らかにすることができる書類及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者証又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 条例第6条に規定する医療証の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 医療証の有効期限は、毎年7月31日とする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する者にあつては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第4項に規定する日とし、条例第2条第1項第4号に規定する者にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第43条に規定する日と毎年7月31日のいずれか早い日とする。

第5条の2 削除

（医療証の更新申請等）

第5条の3 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、老人（一負）医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第1号）に条例第2条第1項各号に該当することを明らかにすることができる書類を添えこれを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、第5条の規定により医療証を交付する。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、更新の申請を待たずに、引き続き対象者となる要件に該当することを確認した場合には、医療証を交付することができる。

4 対象者は、医療証の有効期間が満了した場合は、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第6条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、老人（一負）医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第1号）により市長に再交付を申請しなければならない。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、同項の申請書に、その医療証を添付しなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（助成の方法の特例）

第7条 条例第8条ただし書に規定する「特別の理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者に係る特定療養費、療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(2) 社会保険各法の規定により、対象者に係る特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費が支給されたとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めたとき。

2 前項による医療費の助成を受けようとする対象者は、老人（一負）医療費支給申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請が第1項第1号又は第2号の規定によるものであるときは、当該支給額を証する書類を添えなければならない。ただし、市長が国民健康保険法の保険者として、特定療養費、療養費又は特別療養費を支給する場合には、この限りでない。

(届出事項)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める事項は次の各号に掲げる事項とし、老人(一負)医療受給資格(変更・喪失)届(様式第4号)に医療証を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 世帯主の氏名
- (4) 保険関係の変更
- (5) 資格喪失に関する事項

2 老人医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、老人医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第8条の2 条例第10条に規定する規則に定める事項で、対象者が死亡したときは、老人(一負)医療受給資格(変更・喪失)届(様式第4号)に医療証を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の対象者番号

(添付書類の省略)

第9条 市長は、この規則の規定により申請書又は変更届に添えて提出する書類により証明すべき事実を対象者及び同一の生計を維持する者の同意を得て公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(口頭による申請)

第10条 市長は、この規則に規定する申請書又は変更届を作成することができない特別の事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で必要な措置をとることによって、当該申請書又は変更届の受理にかえることができる。

附 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和47年規則第32号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の和泉市老人医療費の助成に関

する条例施行規則の規定は、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和53年規則第24号）

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第16号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第32号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和62年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）第6条の規定により施行日前に交付された医療証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則の相当規定による医療証とみなす。

附 則（昭和61年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の4第1項の改正規定は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）第6条の規定により交付されている医療証で現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成9年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 昭和4年4月2日から昭和9年3月31日までの間に生まれた者についての平成11年4月1日から平成14年9月30日までの間に行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、この規則の規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第42号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費について適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条の2第3項の規定による認定証は、新施行規則第4条の3第1項第3号の規定により認定を受けたものとみなし、当該認定証に記載された有効期間が満了するまでの間は、新施行規則第5条の2第2項に規定する認定証とみなす。

4 和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成11年和泉市規則第9号）附則第2項により、なお従前の例によるとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和9年3月31日までに生まれた者についての平成14年10月1日から平成16年3月31日までに行われた療養に関する社会保険各法又は国民健康保険法の規定に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得）が、新施行規則第2条の4に規定する額以下の場合、新施行規則の規定を適用する。

(和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成16年規則第36号) 抄

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 第1条から第6条までの規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則、和泉市事務分掌規則及び和泉市役所和泉シティプラザ出張所規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則(平成16年和泉市規則第36号)附則第3項の規定により、なおその効力を有するとされる同規則による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則第4条の2第1項第4号の規定の適用については、同号中「140万円(その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円)に満たないときは、140万円(その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円)」とあるのは「70万円に満たないときは、70万円」と、「65万円」とあるのは「80万円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第25号)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

- 2 和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成16年和泉市条例第19号）附則第3項によりなおその効力を有することとされている改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号に規定する対象者については、改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条の規定は、なおその効力を有するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条第3項の規定によることができる。

附 則（平成20年規則第13号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 和泉市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成16年和泉市条例第19号）附則第3項によりなおその効力を有することとされている同条例第1条の規定による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）第2条第1項第1号に規定する対象者については、改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条、第4条及び第7条の規定並びに様式第2号、様式第4号は、なおその効力を有するものとする。この場合においては、旧規則第3条第1項中「老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と、「第30条第1項の医療」とあるのは「第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付」と、「当該医療」とあるのは「当該療養の給付」と、「世帯員であって老人医療受給対象者」とあるのは「世帯員である被保険者」と、同条第2項中「老人保健法施行令（昭和57年政令第293号。以下「施行令」という。）第4条第1項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項」と、「老人保健法施行規則第18条」及び「老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）第18条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条」と読み替えるものとする。
- 4 和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則（平成16年和泉市規則第36号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされている同規則による改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定を適用する場合においては、同規則第4条の2中「法第28条」とあるのは、「法第67条」と読み替えるものとする。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書は、新規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成22年規則第13号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前になされた所得の額の計算方法及び新たに適用を受けようとする日の属する月が平成22年6月までの場合における所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年1月4日から適用する。

附 則 (平成25年規則第10号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(老人医療費の助成に関する経過措置)

第6条 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年和泉市条例第31号）第5条の規定による廃止前の和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号。以下「旧老人医療条例」という。）第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から本市に住所を変更した者を含む。以下「旧老人医療対象者」という。）が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

- 2 旧老人医療対象者が、施行日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、重度障がい者医療規則の規定の例による。
- 3 旧老人医療対象者が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前における旧老人医療条例第2条第1項第1号に規定する対象者における第5条の規定による廃止前の和泉市老人医療の助成に関する条例施行規則（以下「旧老人医療規則」という。）第5条の3第2項の規定に基づく医療証の有効期限については、旧老人医療規則第5条第3項の規定にかかわらず、平成30年10月31日までとする。
- 5 平成32年4月1日以後、旧老人医療条例第2条第1項第2号から第4号までに規定する対象者における旧老人医療規則の施行日前における旧老人医療規則第5条の3第2項の規定に基づく医療証の有効期限については、旧老人医療規則第5条第3項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

様式第1号

年 月 日

老人(一負)医療証(交付・更新・再交付)申請書

受給者番号						
発行事由		1. 新規 2. 転入 3. 生活保護の廃止 4. 保険加入 5. 資格復活 6. 紛失 7. 盗難 8. 破損 9. その他()				
①受給者氏名		性別	生年月日			
		男・女	年 月 日			
加入 保 険	保険種別	協 組 日 船 共 国 国 組 自 特定 後期				
	保険者名			保険者番号		
	被保険者名			受給者との 続柄		
	記号			番号		
保 護 者 (後見人 親権者)	住所		TEL			
	氏名		生年月日	年 月 日	受給者との続柄	
根 拠 と な る も の	80	重度障がい者	身体	級	年 月 日発行 第 号	
			療育	A・B1	年 月 日発行 第 号	
	87	ひとり親家庭	児童扶養手当証書番号			
			年金の種類・番号			
			その他			
	88	特定疾患医療受給者証 (特定疾患登録者証)			有効期限	
89	患者票			有効期限		
90	自立支援医療受給者証 (精神通院)			有効期限		

和泉市長 あて

上記のとおり、医療証の(交付・更新・再交付)申請をします。

なお、申請に当たり公簿により所得等の確認をされることを承諾します。

年 月 日

申請者 (保護者) 住所
氏名 (印) 受給者との続柄()
電話番号()

様式第2号

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)		医療証						(受診のつど被保険者証と 同時に提出してください)	
公費負担者番号									
受給者番号									
対象者	住所	大阪府和泉市							
	氏名								
	生年月日	年 月 日						男・女	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで								
発行機関名 及び印	大阪府 和泉市長 印								
交付年月日	年 月 日								

この証は、大阪府以外では使えません。

ご 注 意

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この証を必ず窓口提出してください。
- 3 対象者としての資格がなくなったとき又は有効期限を経過したときには、この証を使用することはできませんから速やかに市長にお返しください。
なお、資格がなくなってからもこの医療証で治療を受けた場合、その医療費は市へ返還していただきますのでご注意ください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときや加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。

様式第3号

老人(一負)医療費支給申請書			
			年 月 日
和泉市長 あて			
住 所			
申請者			
氏 名			㊦ 受給者との続柄()
電 話 ()			—
下記のとおり老人(一負)医療費の支給を申請します。			
受給者番号		保 険 者 名	
フリガナ 氏 名		被 保 険 者 証 の 記 号 番 号	
生 年 月 日	年 月 日	附 加 給 付	有 ・ 無
診 療 区 分	医・歯・調・入院・その他	診 療 年 月	年 月 実日数()日
医 療 機 関	所在地		
	名 称		
振 込 先	金融機関名	支店名	口座種別・番号

(注) 医療機関の領収書等を添えてください。

